

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間
1	社会福祉助成事業 (公財)太陽生命厚生財団 03(3272)6268 http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/	①事業助成:上限50万円 ②研究助成:上限70万円	①事業助成:ボランティアグループ等が在宅高齢者又は在宅障害者等のために福祉活動や文化活動を行うために必要な費用または機器・機材、備品等を整備するための費用に対し助成。地域福祉活動を目的とするボランティアグループおよびNPOが対象。 ②研究助成:社会福祉法人、その他の法人または民間機関等が実施する老人保健、老人医療、生活習慣病に関する研究ならびに高齢者福祉に資する研究または調査に対し助成。非営利の民間団体等および個人が対象。	H22.6.30 (郵送による必着のみ)
2	研究・研修助成 (財)光之村 0467(58)9134	1グループにつき上限5万円	主に神奈川県内を拠点とし「障害福祉」「高齢福祉」の分野で直接処遇に携わっている職員、またはそれに継続的に関わる者で、年間5回以上の定期的な会合、集会をもって自主的な研究・研修活動を行っている非営利のグループの研究・研修を助成。	H22.6.30 (必着)
3	高齢社会 先駆的事业助成 (公財)日本生命財団 06(6204)4013 http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/	1団体につき700万円以内(最長2年半)	①高齢社会における地域福祉、まちづくりを目指す地域を基盤とした先駆的事业 ②高齢者の自立・自己実現・社会参加等を推進する地域社会システムづくりの先駆的事业 ③認知症高齢者に関する予防からケアまでの総合的な先駆的事业 以上が助成対象事業。 助成対象団体は、既に優れた活動実績をもつ、社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO法人を原則とし、その代表者及び事業責任者が信頼するに足るものであること。助成を受ける団体・法人のみが、その事業を展開するのではなく、住民や行政、施設、社会福祉協議会、学識経験者等がチームをつくり、広く地域住民を対象とした活動を展開できること。	H22.5.31 (消印有効)
4	わかば基金 【第1部門 支援金贈呈の部】 (社福)NHK厚生文化事業団 03(3476)5955 http://www.npwo.or.jp/wakaba/	1グループにつき上限70万円	地域で活発な福祉活動をすすめ、この支援金で、より活動の幅を広げていこうというグループが対象。 ①地域で暮らす高齢者や障害者の日常生活を支援したり、さまざまなサービスの提供 ②障害者の社会参加や就労の場づくりを促進したり、その活動の支援にあたっている ③文化・芸術活動を通じて障害や年齢をこえた交流や相互理解をはかる ④福祉情報の提供やネットワークづくりを通して、地域の福祉活動の向上につとめている	H22.5.21 (郵送による必着のみ)
5	わかば基金 【第2部門 リサイクルパソコンの部】 (社福)NHK厚生文化事業団 03(3476)5955 http://www.npwo.or.jp/wakaba/	1グループにつき3台まで	パソコンを利用して、すでに地域で活発な福祉活動に取り組み、台数を増やすことで、より、高齢者や障害者に直接役立つ活動の充実を目指しているグループが対象。 ①地域で暮らす高齢者や障害者へパソコン指導のサービスを提供 ②障害者の社会参加や就労の場づくりを促進したり、その活動の支援にあたっている ③字幕制作や朗読活動、要約筆記など文化活動を通じて、障害や年齢をこえた交流や相互理解を図っている ④福祉情報の提供やネットワークづくりを通して、地域の福祉活動の向上につとめている	H22.5.21 (郵送による必着のみ)
6	一般助成事業 (社福)清水基金 03(3273)3503	1法人につき50万円～700万円 (原則として申込法人が事業費の30～50%未満を負担)	施設福祉及び地域福祉に必要な建物(新築・改修・増改築)、車両、機器等に対し助成。 ①障害児・者福祉の増進を目的として運営されている民間社会福祉法人施設の機能整備事業 ②①の施設が行う、在宅福祉サービス等地域福祉活動推進のための機能整備事業が対象事業となる。	H22.5.1～ H22.7.31 (必着)
7	海外研修事業 (社福)清水基金 03(3273)3503	①<Aコース(3ヶ月)>3名(1人あたり160万円以内) ②<Bコース(1ヶ月)>3名(1人あたり80万円以内) ※研修期間は平成23年4月～7月に限る	民間社会福祉法人において、障害児・者の処遇等に従事しており、海外の施設等において先進的な課題を持ち、意欲的に挑戦する方。 ①<Aコース>実務経験3年以上で27歳～50歳未満、日常的な英会話能力及び専門知識を有し、勤務先法人代表者の推薦を得た方 ②<Bコース>実務経験1年以上で20歳～40歳未満、日常的な英会話能力を有し、勤務先法人代表者の推薦を得た方	H22.5.1～ H22.6.30 (必着)
8	社会福祉助成事業 (財)日揮社会福祉財団 045(714)3391	①社会福祉活動に対し総額500万円の範囲内で機器の設備費又は購入費、事業活動費:上限30万円/事業運営経費:上限10万円 ②社会福祉ボランティア活動に対し総額300万円の範囲内で機器の設備費又は購入費、事業活動費:上限30万円/事業運営経費:上限10万円 ③障害者または高齢者等の社会福祉事業団体および社会福祉支援ボランティア組織以外の社会福祉活動(障害者の為の各種行事等)を行っている神奈川県内の団体や組織に対し総額200万円の範囲内で事業活動費上限30万円/事業運営経費:上限10万円	神奈川県内における障害者、高齢者等に対し社会福祉活動を行っている団体およびボランティア組織に対し援助を行い、県内の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。それを達成することができる公的機関、民間団体あるいは組織が対象。	H22.5.1～ H22.5.31 (必着)
9	キリン・子ども「力」応援事業公募助成 (財)キリン福祉財団 03(5540)3522 http://www.kirin.co.jp/foundation	1件(1団体)につき上限15万円	子どもたち自らの力を引き出すことを目的に子どもの発想から生まれ、子どもが主体となって実施する活動に対し助成。18歳以下のメンバーが中心になって考え、活動する5人以上のサークル、グループが対象。	H22.3.15～ H22.4.19 (当日消印有効)

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間
10	鯉淵記念母子福祉助成事業 【母子生活支援施設利用者の就労に関わる資格取得支援助成】 (社福)全国社会福祉協議会 03(3581)6503	1人あたり10万円以下(年間90名)	母子生活支援施設利用中に就労に関わる資格取得を主体的に進めようとする利用者(母)に対し、各施設が自立支援計画に基づいて資格取得を支援する場合の支援資金を助成。(DV被害等により困難な課題を抱えて入所されている方が対象) 当該利用者が就労を通じて自立することを目的として取得する資格であれば、通学・通信の種類は不問。※平成22年中(H22.1月～12月)に受講を開始することが必要。	H22.2.26 (当日消印有効)
11	鯉淵記念母子福祉助成事業 【母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成事業】 (社福)全国社会福祉協議会 03(3581)6503	1人あたり上限20万円(年間40名)	母子生活支援施設に入所する母子家庭の子、母子生活支援施設を退所後2年以内の子、また児童養護施設に入所する母子家庭の子に対して、高等学校卒業後、大学・専門学校等への進学を希望する際に、入学時の支度金として就学資金を助成。	H22.2.26 (当日消印有効)
12	鯉淵記念母子福祉助成事業 【母子生活支援施設の先駆的実践に対する研究助成事業】 (社福)全国社会福祉協議会 03(3581)6503	1施設あたり100万円以内(年間3施設) ※期間は3年以内	母子生活支援施設を退所し、地域で自立した生活に移行してからも施設、関係機関により、母子の生活課題に対する継続的な支援を行う必要が高まってきている。このことを踏まえ、母子生活支援施設が地域の関係機関・団体と連携して、継続的な自立支援を行うこと等を目的にした先駆的な研究・実践している母子生活支援施設に助成。	H22.2.26 (当日消印有効)
13	社会福祉事業・研究助成 (財)三菱財団 03(3214)5754 http://www.mitsubishi-zaidan.jp/	総額約9,000万円(1件宛の金額は特に定めない)	事業・研究とは ①現行制度上、公の援助を受け難い、開拓的ないし実験的な社会福祉を目的とする民間の事業(原則として法人に限る) ②開拓的ないし実験的な社会福祉に関する科学的調査研究(個人・法人いずれも可) 申込資格は ①日本国内において事業ないし研究の継続的拠点を有するもの(国籍等は不問) ②営利目的の企業等並びにその関係者は対象外 ③代表研究者及び主たる協同研究者は社会福祉事業研究助成と他分野助成に同時に複数応募不可	H22.2.19～ H22.3.19 (必着)
14	かわさき市民公益活動助成金 (財)かわさき市民活動センター 044(430)5566 http://www.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp	①スタートアップ助成:10万円以内 ②ステップアップ助成:<Aコース>対象経費の80%以内でかつ100万円以内 <Bコース>対象経費の50%以内でかつ200万円以内 <Cコース>対象経費の80%以内でかつ30万円以内	川崎市内で活動するボランティア・市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展をめざす。(主たる構成メンバーに市内在住、在勤または在学者が最低1人含まれていることが条件) ①スタートアップ助成:3名以上で構成される発足後3年未満の団体 ②ステップアップ助成:<Aコース><Bコース>5名以上で構成される概ね3年以上の活動実績を有する団体 <Cコース>スタートアップ助成受給経験があり、5名以上で構成される発足後3年未満の団体	H22.2.12～ H22.3.12 (必着)
15	社会貢献基金助成 (社)全日本冠婚葬祭互助協会 03(3596)0061 http://www.zengokyo.or.jp	1件につき上限200万円(研究助成事業においては上限100万円)	高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、環境・文化財保全、国際協力・交流、調査研究事業(婚礼、葬儀などの儀式文化のテーマに限る)など社会貢献に資するあらゆる事業が対象。対象団体は、募集要項の要件を満たした非営利組織(財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人、その他任意団体、市民ボランティアグループ)。また、研究助成については研究機関、大学等のほか個人資格でも応募可。	H21.10.1～ H22.2.28 (必着)
16	朝日新聞厚生文化事業団 子どもへの暴力防止プロジェクト助成 06(6201)8008 http://www.asahi-welfare.or.jp/	総額4,500万円(1団体あたりの助成額に下限、上限なし)	①子どもへの暴力、虐待の防止、予防、ケア、教育、啓発に携わる団体、グループの新たな事業。 ②子どもの社会的養護の問題に取り組む団体、グループの新たな事業。 ③地域で活動する子育てサークルや子育て支援グループ、団体などの新たな事業。 ④上記の団体、グループが実施している社会的意義のあると思われる事業。 ⑤営利を目的としない民間団体・グループであること。 ⑥法人格の有無は問わない。 以上が助成対象。 助成内容は子どもへの暴力・虐待の防止、予防、ケア、教育、啓発などに関する事業展開のための資金で、下記のような条件を満たすもの。 ・新しく試みる先進的、独創的な事業 ・地域における貢献が期待できる事業 ・事業の意図や内容、計画に実現性のある事業	H22.5.7～ H22.7.2(必着)
17	交通遺児援護団体活動助成金 (社福)神奈川県社会福祉協議会 045(312)4814	予算の範囲内において、協働推進委員会助成事業等専門委員会の意見を聴いて、本会会長が認めた額	交通遺児援護基金により交通遺児を援護する団体等の自主的な活動を支援するために必要な経費の一部として、本会「かながわ交通遺児援護基金設置運営要綱」に基づき助成金を交付する。 ①神奈川県内に居住する交通遺児世帯を会員とする団体 ②神奈川県内に居住する交通遺児世帯等の支援、激励を目的とする団体 ③その他、本会参加と協働推進委員会助成事業等専門委員会の意見を聴いて、会長が特に認めたもの以上が助成対象。	H22.5.20 (必着)

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間
18	市民活動助成 財団法人ユニバーサル財団 03-3350-9002 http://www.univers.or.jp/	原則1団体につき上限100万円(ただし、活動内容および規模により査定あり)	豊かで活力ある長寿社会の実現をめざして、一人ひとりが生き生きと充実した人生を送ることができる新しい世紀の社会づくりやコミュニティ再構築等の活動に助成。また、活動を世界に拡げて助け合うことが大事であり、国際支援・交流等を行っている市民活動団体にも広く活動助成を行う。 特に次の項目に該当する団体を助成対象とします。 ①高齢者が活動する市民活動団体 ②高齢者の医療・保健・福祉、まちづくり等、高齢者を対象とする市民活動を行う団体が対象。	H22.7.30 (必着)
19	平成22年度社会福祉助成金 財団法人みずほ福祉助成財団 03-3201-2442 http://homepage3.nifty.com/mizuhofukushi	①事業助成:1件につき原則15万円～100万円以内 ②研究助成:1件につき原則200万円以内	社会福祉の向上に寄与することを願って社会福祉に関する諸活動に対して助成を行う。主として、障害児者(身体、知的、精神)の福祉向上を目的とする事業や研究に助成する。 社会福祉(身体、知的、精神の障害児者関係)に関する民間の事業・研究に対して行い、以下の条件を具備する先が対象となる。 ①<事業助成>原則として1年以上継続した活動実績がある法人施設、任意団体、共同作業所等※個人は除く ②<研究助成>・法人施設、任意団体、研究グループ(構成員3人以上)※個人は除く ・(社)日本社会福祉教育学校連盟加盟校については、同連盟に推薦をお願いしている ※ただし、事業助成、研究助成ともに過去3年間に当財団から助成を受けた実績がある先は対象外。	H22.7.末日 (必着)
21	ファイザープログラム～心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援 第10回新規助成 ファイザー株式会社 ファイザープログラム事務局 03-5309-7663 http://www.pfizer.co.jp/	1件あたり上限300万円	このプログラムは、「心とからだのヘルスケア」の領域で活躍する市民活動による、「健やかなコミュニティ」づくりへの試みを支援することを目的とする。 助成対象となるプロジェクトは、下記の重点課題について市民団体が行う市民活動および市民研究。 ①中堅世代の人々(主に30・40・50歳代)の心身のケアに関する課題 ②心身のケアを得ることが困難な人々の健康の保障に関する課題 ③上記各課題の解決に関連した、ヘルスケアを重視した社会の実現に関する課題 助成対象団体の要件(個人は対象外) ①民間の非営利団体であること(法人格の種類や有無を問わない) ②市民が主体的に参加して活動する団体であること ③日本国内に活動拠点があること ④原則として2年以上の活動や研究の実績があること ⑤団体の目的や活動内容が、政治・宗教などに偏っていないこと	H22.6.7～ H22.6.30 (必着)
22	共生事業助成金(企画助成部門) 共生・地域文化大賞運営事務局 075-353-6292 http://tomoiki.jp	1件あたり10～50万円	地域の活動団体と仏教寺院や僧侶らの協働による地域文化活動、または、仏教寺院や僧侶らが独自に取り組む地域文化活動について、事業費の助成を行う。 地域文化活動に取り組む市民活動団体(NPO)やボランティア団体などが対象。(法人格の有無は問わないが、会則や決算報告書を持ち、組織的に意思決定ができる団体)また、単独で活動している仏教寺院(僧侶ら)、市民活動団体(NPO)やボランティア団体などと協働で地域文化活動に取り組んでいる仏教寺院(僧侶ら)も対象。 <対象となる活動イメージ> ①主に市民活動団体が主体となるもの ②市民活動団体、仏教寺院ともに主体となるもの ③主に仏教寺院が主体となるもの ④仏教寺院独自に主体となるもの	H22.5.17～ H22.7.9(当日消印有効)
24	共生・地域文化大賞 表彰部門 共生・地域文化大賞運営事務局 075-353-6292 http://tomoiki.jp	共生・地域文化大賞(1団体)・・・賞状、活動奨励金150万円 共生優秀賞(3団体)・・・賞状、活動奨励金50万円 共生奨励賞(5団体)・・・活動奨励金10万円	活動対象は、医療、福祉、社会教育、芸術文化、青少年育成、まちづくり、環境保全、スポーツ振興などジャンルは問わない。 <対象となる団体> ①地域文化活動に取り組む市民活動団体(NPO)やボランティア団体など ②法人格の有無は問わないが、ボランティア団体などは、会則や決算報告書を持ち、組織として意思決定ができる団体 ③原則として、寺院が単独で活動している事業は対象外。ただし、僧侶や仏教寺院が市民活動団体(NPO)やボランティア団体などとの協働で地域文化活動に取り組んでいる場合は選考の対象となる。 ※自薦、他薦は問わない(他薦の場合、推薦団体として対象となるのは、全国の仏教寺院、NPO支援センターおよび社会福祉協議会)	H22.5.17～ H22.7.9(当日消印有効)

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間
25	社会福祉事業研究開発基金 社会福祉法人 社会福祉事業研究開発基金 03-6256-3581	①一般助成:1件につき上限50万円 ②特別助成:1件につき上限100万円	<p><①一般助成> 社会福祉に関する処遇技術の開発等、先駆的・開発的事業に対して助成を行う。 社会福祉に関する民間の事業で、先駆的・開発的活動研究に従事する個人および団体で、原則として次の条件を具備するもの。 ア 具体的で応用可能な内容を有する企画であること。 イ 公的補助もしくは他の民間機関からの助成と重複しないこと。 ウ 備品購入費、設備・整備費のみに充当されるものでないこと。</p> <p><②特別助成> 社会的課題となっており、対応が急務となっている事業を優先して助成を行う。 日本国内において、対応が急務となっている下記社会的課題に関する民間の支援事業が対象。 ア 精神障害者(発達障害者を含む)に関する支援事業 イ 児童虐待防止に関する支援事業 ウ ホームレス問題に関する支援事業 エ 更生保護の活動に関する支援事業 オ 認知症に関する支援事業</p> <p><応募要件 ※①②共通> ア 申込者は原則として国内に存在する社会福祉法人・NPO法人・ボランティア団体等、公益活動を行っている団体で社会的信用を有すること。 イ 申請団体については、継続的な活動実績があること。 ウ 申請団体等の設立目的や活動が政治的、宗教的、思想的に著しく偏っていないこと。 エ 公的補助もしくは他の民間機関からの助成と重複しないこと。 ※特別助成については、各都道府県・指定都市の社会福祉協議会の推薦を得ること。</p>	H22.8.1～ H22.9.30 (必着)